鹿児島県フードドライブ資材貸出取扱要領

　（趣旨）

第１条　この要領は，食品ロス削減の取組として，県内で実施されるフードド

ライブ活動を支援することを目的とし，県が保有するフードドライブ実施時

に必要な資材（以下「資材」という。）の貸出しについて，必要な事項を定めるものとする。

　（貸出対象者）

第２条　資材の貸出しの対象者は，県内でフードドライブを実施しようとする

法人又は団体（以下「貸出対象者」という。）とする。ただし，暴力団によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号

に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接

な関係を有する者が経営する法人又は団体は，貸出しの対象にしない。

　（貸出資材）

第３条　この要領により貸出す資材は，次のとおりとする。

　（１）食品回収ボックス

　（２）のぼり旗

　（個数制限）

第４条　貸出しができる資材の個数は，１貸出対象者につき食品回収ボックス

最大５個まで，のぼり旗最大３枚までとする。ただし，複数の貸出対象者か

ら申請があった場合は，県において，貸出個数を調整するものとする。

　（貸出期間）

第５条　資材の貸出期間は，貸出の決定を受けた日から２ヶ月以内で県が認め

た期間とする。ただし，県が特別な事情があると認めるときは，この期間を

延長することができる。

　（貸出料）

第６条　資材の貸出料については，無料とする。

　（貸出申請手続）

第７条　資材の貸出しを希望する者（以下「貸出申請者」という。）は，貸出

しを希望する日の１週間前までにフードドライブ資材貸出申請書（様式第１

号）を県に提出しなければならない。

　（貸出しの決定）

第８条　県は，前条の申請があったときは，その内容を精査し，適当と認めた

場合は，フードドライブ資材貸出決定通知書（様式第２号）により貸出申請

者へ通知するものとする。

　（貸出方法）

第９条　この要領による資材の貸出方法は次のとおりとする。

　（１）貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という）は，原則として，県が指定した場所から資材を直接受け取るものとする。

　（２）貸出しに伴う搬入及び搬出は，借受者が行うものとする。

　（３）資材の受領，使用及び返却に要する経費は借受者の負担とする。

　（返却方法）

第10条　借受者は，フードドライブ実施報告書（様式第３号）を県へ提出す

るとともに，県が指定する場所において，県による資材の状態の確認を受け

た上で，資材を返却するものとする。

　（遵守事項）

第11条　借受者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）資材をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。

　（２）貸出期間を遵守すること。

　（３）第三者に譲渡又は転貸しないこと。

　（４）資材が破損，汚損するおそれのある状況で使用しないこと。

　（５）回収した食品は，フードバンク団体，福祉団体等へ無償で提供するこ

と。

　（貸出しの取消）

第12条　県は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，貸出しの決定

を取り消し，資材を返却させることができる。

（１）借受者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。

（２）公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

（損害賠償）

第13条　借受者は,資材が破損又は紛失したときは，直ちに県に報告するとと

もに，損害を賠償しなければならない。ただし，借受者の責めに帰すことが

できない理由によるときは，この限りではない。

　（鹿児島県の免責）

第14条　県は，フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について，

一切の責任を負わない。

（その他）

第15条　この要領に定めるもののほか，資材の貸出し及び配布に関し必要な

事項は，県が別に定めるものとする。

　附則

　この要領は，令和６年９月17日より施行する。